

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

南丹市Uターン者住宅購入等支援商品券交付申請書

南丹市長

様

申請者【太枠内に記入】

住 所	〒 —
氏 名	(※) (※)本人が自署しない場合は、記名・押印してください
電話番号	

南丹市Uターン者住宅購入等支援商品券交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、商品券の交付を申請します。なお、申請にあたり次の事項を確約します。

商品券の額	円分
関係書類	☐ Uターン者の戸籍の附票個人事項証明書等（交付申請者が以前に南丹市に居住していたことや時期が確認できるもの）※ ☐ 世帯全員の住民票 ☐ 母子健康手帳の写し（交付申請者を含む子育て世帯において、出産予定の胎児以外に 18 歳未満の者がいる場合は不要） ☐ 転入する世帯全員の課税証明書（3 親等以内の親族の所有する住宅を改築する場合は、住宅を所有する世帯全員の証明書も必要） ☐ 転入する世帯全員の南丹市税の納税証明書（別紙 1）（3 親等以内の親族の所有する住宅を改築する場合は、住宅を所有する世帯全員の証明書も必要） ☐ 工事請負契約書、建物建築請負契約書又は建物売買契約書及び契約額の積算内訳の分かる書類の写し※ ☐ 建物の位置図及び写真（住宅の購入又は新築の場合は建物全体がわかるもの、改築の場合は改築前後がわかるもの）※ ☐ 誓約書（別紙 2） ☐ 工事代金の領収書、振込受付書又は金融機関が発行する住宅ローンの返済予定表の写し※ ☐ 当該住宅の建物の登記事項証明書の写し※ ☐ パートナースhip宣誓書受領証の写し（パートナースhip宣誓をした世帯の場合）※
確約事項	1. 移住する地域の地縁組織（行政区・自治会・振興会など）に加入すること。 2. 地縁組織が定める会費（区費・自治会費・振興会費など）を納入すること。 3. 地縁組織が行う地域活動などに積極的に参加すること。 4. その他、地域住民との良好な人間関係の構築及びその維持に努めること。

※印の書類：2 年目分又は 3 年目分の申請をする場合は添付不要

令和 年 月 日

南丹市税の納税証明願

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入】

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日生

南丹市Uターン者住宅購入等支援商品券交付事業の申請のため、下記の世帯の市税の滞納がないことを証明願います。

記

世帯主氏名	
住 所	
生 年 月 日	年 月 日生

※この証明手続きは、南丹市役所税務課または支所窓口で行ってください。証明手数料 300 円が必要です。

※窓口に来られる方の本人確認ができる書類（運転免許証など）をご持参ください。

※本人・同一世帯以外の方が窓口に来られる場合は、委任状（任意様式可）が必要です。

令和 年 月 日

南丹市税の納税証明書

上記証明願いについて、令和 年 月 日時点において、市税の滞納がないことを証明します。

南丹市長

印

別紙 1-2

委任状（本人・同一世帯以外の方が窓口に来られる場合のみ）

私は、下記の者を代理人として、南丹市Uターン者住宅購入等支援商品券交付申請に係る南丹市税納税証明書の取得に関する権限を委任します。

代理人【太枠内に記入】

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日生

委任者【太枠内に記入】

住 所	
氏 名	⑩
生年月日	年 月 日生

別紙 2

誓 約 書

私は、南丹市の市民としてここに定住する意思を持って居住し、南丹市Uターン者住宅購入等支援商品券交付要綱第3条第4項のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、万一第7条各号のいずれかに該当することとなったときは同条の規定に基づく返還命令に従い、既に交付を受けた商品券の相当金額を返還します。

令和 年 月 日

申請者

住 所

氏 名

(※)

(※)本人が自署しない場合は、記名・押印してください

南丹市長 様

(交付対象者)

第3条 商品券の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 住宅購入、新築又は改築のいずれか（以下「住宅購入等」という。）の契約を締結した者
 - (2) Uターン者を含む子育て世帯の構成員で、商品券の交付を受けた日から引き続き本市に5年以上定住することを誓約する者
 - (3) 住宅購入等の契約に基づく引き渡しの前後6か月以内に住民登録をした者
 - (4) 子育て世帯の構成員が住宅購入等を行った当該住宅の所有者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第1号から第3号までの規定に該当するUターン者及びその世帯の構成員が3親等以内の親族の所有する住宅へ入居する場合、その所有者または子育て世帯の構成員が改築の契約を締結した場合も対象とすることができる。
- 3 本制度の活用は、同一世帯に対して一つの住宅購入等に限る。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、商品券を交付しないものとする。
- (1) 転入する世帯の構成員のいずれかの2親等以内の親族から住宅を購入する場合
 - (2) 転入する世帯及び第2項の所有者の世帯の前年（申請が1月から6月までの間にあるときは、前々年）の合計所得額が1千万円以上である場合
 - (3) 転入する世帯及び第2項の所有者の世帯の構成員の中に、暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がある場合
 - (4) 転入する世帯及び第2項の所有者の世帯に南丹市税を滞納している者がある場合
 - (5) その他市長が商品券の交付につき不相当と認める場合

(交付の取消及び返還)

第7条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、商品券の交付決定を取り消すとともに、既に交付している商品券がある場合は、南丹市Uターン者住宅購入等支援商品券相当額返還命令通知書（様式第6号）により、当該商品券相当金額の全部又は一部について返還を命ずることができる。

- (1) 第3条第4項各号のいずれかに該当することが発覚したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為があったことが明らかとなったとき。
- (3) 南丹市に転入後5年未満に転出し、又は事実上市外に生活の本拠を置いたとき。